

議案第七号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



三朝町条例第 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「館長」を「公営企業管理者」に改める。

別表第一職名欄中「館長」を「公営企業管理者」に改める。

別表第二の一の表区分欄中「館長」を「公営企業管理者」に

同表中

一五円	一六〇〇円	一七〇〇円	一八〇〇円	一九〇〇円	二〇〇〇円
-----	-------	-------	-------	-------	-------

を
に改める。

別表第二の二の表中

五五〇〇円	六三〇〇円	七二〇〇円	八三〇〇円	九三〇〇円	一〇四〇〇円	一一五〇〇円	一二六〇〇円	一三八〇〇円
-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------

一六五〇〇円 一七六〇〇円
を

八五〇〇〇円	九八〇〇〇円	一一三〇〇〇円	一四八〇〇〇円	一六八〇〇〇円	二〇八〇〇〇円
二二二〇〇〇円	二五八〇〇〇円	」に改める。			

附 則

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第二の一の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。